

第四十三回国会
衆議院
地方行政委員会
議案録 第七号

昭和三十八年二月十五日(金曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事 藤田 三三君 理事 高田 富興君

理事 丹羽 喬四郎君 理事 太田 一夫君

理事 阪上 安太郎君 理事 二宮 武夫君

宇野 宗佑君 大沢 雄一君

久保田 四次君 田川 誠一君

前田 義雄君 山崎 巖君

山口 鶴男君 門司 亮君

出席 國務大臣

自治 大臣 篠田 弘作君

出席 府委員

農林事務官 富谷 彰介君

(國務局長)

自治事務官 佐久間 肇君

(行政局長)

委員外の出席者

農林事務官 中西 一郎君

(食糧庁業務第二部長)

自治事務官 林 忠雄君

(行政局振興課長)

専門員 倉根 隆君

二月十四日

昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の総額の特例に関する法
律案(内閣提出第九五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の総額の特例に関する法
律案(内閣提出第九五号)
奄美群島復興特別措置法の一部を改

第一類第二号 地方行政委員会議案第七号 昭和三十八年二月十五日

正する法律案(内閣提出第六号)(参議院送付)

○永田委員長 これより会議を開きます。

昨十四日付託になりました内閣提出
の昭和三十七年度分として交付すべき
地方交付税の総額の特例に関する法律
案を議題とし、政府より提案理由の説
明を求めます。篠田自治大臣。

昭和三十七年度分として交付す
べき地方交付税の総額の特例に關
する法律案

昭和三十七年度分として交付す
べき地方交付税の総額の特例に關
する法律案

補正予算により昭和三十七年度の
交付税及び譲与税配付金特別会計の
予算に計上された地方交付税交付金
の額のうち百億円以内の額を昭和三
十七年度内に交付しないで、これを
地方交付税法(昭和二十五年法律第
二百一十一号)第六條第二項の当該年
度の前年度以前の地方交付税でまだ
交付していない額として、昭和三十
八年度分の地方交付税の総額に計算
して交付することができ。

附則

この法律は、公布の日から施行
する。

理由

補正予算により増額された昭和三十

十七年度分の地方交付税の額の一部
を昭和三十八年度分の地方交付税の
総額に加算して交付することができ
ることとする必要がある。これが、
この法律案を提出する理由である。

○篠田國務大臣 ただいま議題となり
ました昭和三十七年度分として交付す
べき地方交付税の総額の特例に關する
法律案の提案理由とその要旨を御説明
申し上げます。

今回の第二次補正予算によって増額
された地方交付税の額は、二百三十七
億円でありますが、このうち、本年度
分の普通交付税及びこれに對應する特
別交付税に充てられるべき額は、百十
五億円となる見込みであります。

地方財政の現況は、低位にある行政
水準引き上げ等のため、さらに多くの
財源を必要としているのであります。
が、本年度もすでに余すところ幾ばく
もありませんので、この際補正予算に
よって増額計上された地方交付税の額
のうち、百十五億円をこえる額百二十
二億円につきましては、地方財政全般
を考慮した計画的かつ合理的な財源配
分を行なうため、これを翌年度に繰り
越し、明年度の地方交付税の総額に加
算して配分することが適当かと考えら
れるのであります。

しかしながら、最近における異常な
豪雪の状況にかんがみ、関係地方団体
における諸対策に万全を期するため、
その一部の二十二億円は、本年度の特

別交付税の額の増額に充てることと
し、明年度への繰越額は百億円程度に
とどめることといたしたいと考えるの
であります。

以上が昭和三十七年度分として交付
すべき地方交付税の総額の特例に關す
る法律案の提案理由及びその要旨であ
ります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやか
に、御可決あらんことをお願い申し上
げます。

○永田委員長 以上をもちまして提案
理由の説明は終わりました。なお、本
案についての質疑は後日に譲ることと
いたします。

○永田委員長 次に、奄美群島復興特
別措置法の一部を改正する法律案を議
題とし、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので順次これ
を許します。高田富興君。

○高田(富興)委員 奄美群島の復興計
画が昭和三十八年度で終了することに
なるわけでありまして、これにつきま
しては、その進捗状況についていろいろ
の資料をちょうだいいたしておきま
す。このうち詳細な方の資料を見ます
と、進捗率が著しく低いものと、ある
いは計画以上に伸びておるものがある
ようであります。そこで、国庫の分に
つきましては、三十八年度の終了に
よってその計画通り一〇〇%いく、た
だし事業費そのものについて考えてみ
ると九九%ということになるようであ

ります。しかし物価の関係等もありま
して、金の面ではあるいは一〇〇%に
なりまして、実際計画された事業が
その通り完成するかどうかということ
については大きな疑問があるかと存
じますが、その点についてはどうい
うような状態に相なりますか、まず承
ておきたいと思ひます。

○佐久間府委員 おおねのございま
したように、三十八年度をもちまして
復興十カ年計画が終了することに相
なるわけでございます。三十八年度で終
了いたしますと、おきましては、お手
元に差し上げておきました表のように
事業の進捗状況が相なる見込みと考
えております。御指摘のございましたよ
うに、事業によりましては当初計画よ
りも事業量が少なくなっておりますも
のもございまして、また当初計画を
オーバーして進捗する見込みのものも
あるわけでございます。その理由とい
たしましては、一つは物価、労賃等の
値上がりによりまして、当初計画通り
事業量が達成できなくなる見込みのも
のもあるわけでございます。いま一つ
は、当初十カ年計画で全体計画を立て
たわけでございますが、その後の状況
の変化に對應いたしまして、事業につ
きまして檢討をいたしました結果、当
初の計画を振りかえまして、ある事業
につきましては当初計画よりも少ない
に事業をやる、あるものにつきまして
はそれをオーバーした事業量にする
というふうな変更をいたしましたものと
ございます。全体として見ますとほぼ当初

○佐久間政府委員　現地からの要望といたしまして五億ほしいという話も伺っております。少なくとも四億はほしいというような希望を伺っております。本年度は国庫から五千万、県が五百万の予定でございます。合計いたしますとそれで四億になるわけでございますが、しかしまだ先生の御指摘の

以上に、需要に對して十分ではございませんので、私どもといたしましては今後も引き続き資金の充実に努力をいたして参らなければならぬ、かように考えておるわけでございます。それにいたしましたも、奄美群島復興計画が三十八年度で完了いたすことに

き、先ほど申しました振興計師ともいうべきものの検討と関連させまして、其金の資金の充実につきましても努力をして参りたいと考えておるわけでございます。

○高田(富興)委員　お伺いすることは

以上であります。なお新たな計画を樹立するについて、私が数年前そこを視察して感じたことは、もとより道路とか港湾とか空港とかの整備を怠りていただくことも必要であります。住民の家屋が貧弱であるばかりでなく、非衛生的だと私は見て参りました。

た。こういう点をまず一つお考えいた
だいて、住民福祉の向上といえます
か、増進といえますか、そういう点に
も思いをいたして、新たな計画を構立
する必要があるかと思ひます。

もう一つは、地方行政の立場から申
しまして、だんだん話を聞いて特に痛

切に感じたことは、吏員の給与が著しく低いことであります。これも結局市町村財政がきわめて貧弱であるところ

に基因しておると思うのであります。が、こういふ点について市町村財政の強化という面も相当の考慮を必要とするのではないかと、かように感じておるわけで、これは別にお答えいただかなくてもよろしくございしますが、一応の感想として申し述べておきます。

○永田委員長 太田一夫君。

○太田委員 奄美群島復興特別措置法による十一年計画が三十八年度をもつて終わる、こういふことで、その御提案ですが、今の高田委員の質問もありますように、なお幾多残されておる問題があるようであり、行政局のお出しになりました資料、進捗見込調の表によりまして、一〇〇%をこえるものもありますけれども、一〇〇%に達しないものも多数あるわけですね。従って行政局としては、今年度において特別復興計画を終わるとした場合に、一体奄美群島の復興はどうなるか。たとえこの余力をもつて所期の目的を達することはできると考えられるのか、それとも法的には、三十八年度において十年計画は終わるが、これを終わると、今までの投資はすべて無に帰するやうな気がすると心配をされておるのか、そのどちらであるか。

○佐久間政府委員 三十八年度がこの計画通りに進捗したといたしまして、御指摘のように若干の事業が残ることに相なるわけでございます。計画全体といたしまして、十一年計画の当初において想定をいたしました昭和九年から十一年当時の本土並みの住民所得というところはほぼ達成するかと思ひますが、しかし今日の本土の住民所得から比べますと、先刻申し上げたように、まだ半ばに達しない程度のこと

とに相なる状況でございます。

三十八年度で事業を打ち切りました場合に、あとどうなるかという趣旨のお尋ねでございますが、これまでの復興計画の事業の重点が、本土復帰のおくれておりましたおくれを取り戻すために、応急的な民生安定に必要な施設を整備をするというところにご

○太田委員 これは打ち切らずにさらに強力に継続をする必要があるということでございますか。

○佐久間政府委員 自治庁といたしましては、これをさらに強力に継続をして参りたい。ただ応急的な復興の段階は、大よそ終わったものと考えまして、次の段階におきましては、住民所得の向上、その基盤となる産業基盤の整備をするというところに重点を置いて、計画の内容なり進め方なりにつきましては、よほどいろいろな角度から検討して参らなければならぬまい、かように考えております。いずれにいたしましてもこれを切らずに継続させるようにいたしたい、かような考え方を持っていますわけでございます。

○太田委員 自治庁として継続をさしたいというお考えがあるならば、この諸資料というのはその意味において拝見をさせていただきます。

具体的な話を少し聞きますが、電灯のない部落が相当にありまして、その電灯のない家というのは、進捗率において一〇〇%以上の事業量という進捗率を示しておるけれども、なお未点灯

部落がある、こういふことだと思ひますが、そういう実情ですか。

○林説明員 三十六年度現在の総数に対する点灯戸数は、なお七九%にとどまっております。従って、おっしゃいます通り、なお未点灯戸数が相当残っておりますという現状でございます。

○太田委員 今のお答えから見ますと、このいわゆる実施予定達成率というのがたしか一二%になっておると、僕は多分だけ読んでいたんだが、あなたの方の資料は確実ですか。一二%もいっているから大丈夫だと思つたが、まだついておらないということ

○林説明員 お答えいたします。未点灯部落の解消のための計画を、当初計画いたしましたものに對して一二%もやったということでございますので、当初計画いたしましたよりも二割ほどよい事業を増して実施いたしましたというのことは事実でございます。その通りの資料は出ておりますが、なおそれにもかかわらず未点灯戸数が相当残っております。つまり当初の復興十一年計画には資金の効率その他で入り得ないものが、まだ相当残存しておるといふのが実際の状況でございます。

○太田委員 レートが変わつた、貨幣価値が変わつた、何かが変わったのでしうね。とにかく当初計画されたものの二割二分増しで、二二%もよい仕事をやつたけれども、なお四百六十戸も残る、家の数がふえたわけでは

それが一〇〇%解消する計画を当初から乗せておつたわけではないわけでございます。つまり一戸の未点灯を解消するために非常に長い電線を引く張らなければならぬ。いわば投入する資金の効率的悪いところは、当初からある程度計画に盛込まなかったというよりも、むしろ盛ることができなかったような事業であつたわけでありまして、しかし未点灯部落の解消というのは非常に大切な事業でございますので、その後許す限り、事業計画としては幅を増大していったのでございますが、さら

○太田委員 これは佐久間局長さん、あなたにお尋ねします。最初からの計画というのはいくら計画ですか。全部解消するつもりじゃない——十一年計画でどれだけ解消するつもりだったのですか。

○佐久間政府委員 当初の計画は全戸の解消という計画ではなかったこと、ただいま振興課長が申し上げた通りでございます。

○太田委員 さらばはどれだけ解消する計画だったのですか。

○佐久間政府委員 当初、十年前に立てましたときには、その当時五七%が未点灯戸数でございましたものを、計画によりまして七八%にするというのが当初の計画であつたわけでございます。

それが一〇〇%解消する計画を当初から乗せておつたわけではないわけでございます。つまり一戸の未点灯を解消するために非常に長い電線を引く張らなければならぬ。いわば投入する資金の効率的悪いところは、当初からある程度計画に盛込まなかったというよりも、むしろ盛ることができなかったような事業であつたわけでありまして、しかし未点灯部落の解消というのは非常に大切な事業でございますので、その後許す限り、事業計画としては幅を増大していったのでございますが、さら

○太田委員 これは佐久間局長さん、あなたにお尋ねします。最初からの計画というのはいくら計画ですか。全部解消するつもりじゃない——十一年計画でどれだけ解消するつもりだったのですか。

○佐久間政府委員 当初の計画は全戸の解消という計画ではなかったこと、ただいま振興課長が申し上げた通りでございます。

○太田委員 さらばはどれだけ解消する計画だったのですか。

○佐久間政府委員 当初、十年前に立てましたときには、その当時五七%が未点灯戸数でございましたものを、計画によりまして七八%にするというのが当初の計画であつたわけでございます。

○太田委員 五七%であつた、一五七%というのは点灯している部落です。電灯のあるのが五七%である。従つて四三%が未点灯部落であつたのです。それを七八%まで点灯部落を引き上げると、二二%残る。こ

の二二%というのは軒数にして幾らですか。

○佐久間政府委員 約一万戸でございます。

○太田委員 もうちょっと正確に答えていただかなければいけない。約一万戸というのは四三%の当初の未点灯軒数でしう、九千九百八十八戸といふのは、全体計画の中に入つてゐるのは九千九百八十八戸、これが最初、それだけのものを事業量として全体計画の中に解消しようとして目標としたでしう。だから全体で点灯してない家が何戸あつて、当初の十年計画では何戸解消するつもりで、現在ではそれはどうなつておるか、これを私は聞いておる。もうちょっと正確なお答えをして下さい。

○林説明員 ちょっと引き算が必要でございますけれども、総戸数が四万七千五百二十四戸であります。すでにいっておりますのが二万七千七百七十七戸でございますので、これが五七%に当たるわけでございます。そこで当初の計画ではそれを七八%点灯まで引き上げるという計画であつたので、新たに点灯をするものが九千九百八十八、今先生のおっしゃいました数字でございますので、計画通りいけば点灯が合計三万七千六百六十五戸になるわけでございます。従つて当初ついておりますものでは、今の四万七千五百二十四から二万七千七百七十七を引いた二万三百四十七戸がついていないかつたわけでありまして、この二万三百四十七戸のうち九千九百八十八を解消するというのが当初の計画でございます。

○太田委員 だから、二万三百四十七戸のうちの九千九百八十八戸を解消す

ということ、それが二割二分もよけいやってしまつてなお残るといふのはどういふわけですか。これは寄せ算や引き算でわからない計算ですね。

○林説明員 この資料によりますと、三十六年度に結局三万七千六百二十二戸つきましたので、当初の計画では三万七千六百六十五戸の計画であつたのを、ここに約五百戸足らず当初の計画よりよけいついたわけでございます。さらに三十八年度が完了いたしました。と、これよりもさらにある程度上回つた戸数がつくことになりました。その点と、さらに資材費、労務費の値上がりのために、当初計画に対して事業費としては二割よけい伸びましたが、戸数としては二割までは伸びないと存じますが、しかし当初の計画の三万七千六百六十五戸よりも三十六年度においてはすでに上回つておりますし、三十八年度についてはさらにこれを相当数上回る予定にはなつております。

○太田委員 くだいようですが、九千九百八十八戸と書いてあるのは、これは解消する予定の戸数でしょう。解消した、ないしは三十八年度を含んでおりますから、予定も含めて九千五百二十一戸と書いてある、この表には、これは引き算じゃありませんか。当初の計画より実施しないのは実施計画中のものを含めては、なお四百六十七戸を達成できないんだ、お金は二割二分よけいに要つたけれども、五百戸近い家が当初の計画より残つたんだ、そういうことではありませんか、違うんですか。

○林説明員 お手元の資料の数字は、復興計画による達成の数字でございます。この数字につきましては、まさに

御指摘の通り九千九百八十八戸計画いたしましたして、三十八年度までで九千五百二十一戸しか解消できなかった。なお四百六十七戸当初の計画よりも解消数は少なくなつた、しかし事業費としては、資材費、労務費の値上がりその他のために、当初よりも二千五百万よけいがかつておるといふのが現況でございます。

それから、先ほど私が申し上げた三十六年度にすでに四百何戸上回つておるといふのは、この復興計画の事業としてではなく、自力でつくつた自然増を加へまして、そうしてすでに三万七千六百六十二戸、三十六年度の夏で点灯したということでございます。ですから、先ほど私が申し上げましたのは、事業を実施したために点灯したものと、自然増で点灯したものとが含まれた数字を申し上げたわけでございます。事業の計画といたしましては、ただいま御指摘の通り、当初の計画の九千九百八十八戸に、三十八年度末までいってもまだ達しない四百六十七戸が復興計画としては残る。しかも事業費は二割よけい使つてしまつた、こういう結果でございます。

○太田委員 そういふことでしょね。それではあな達達成率じゃありませんよ。予算以上金を使つたからというこでは、達成率とはちよつと違う。私は達成率は一〇〇％で一二二％と書いてあるから、行政局長さすがに大したものだ、これだけの有効な実施計画を立てられて、さぞかし奄美の人たちは喜んでらるうと思つたのですが、よく見るとさうじゃなかつた。実はインフレでございまして、か、あ

いましよるか、金の方がよけいにかつて当初の具体的な解消目標といふのはな何％かは未達成である、こういうことですね。そうするとこの率といふのは信用できなくなりました。佐久間局長さん、どうですか。そういう意味からいって、このあたりの増減と書いてあるところに意味があるような気がするのですが、この増減を私は詳しくは拝見をしておりますが、なお相当残るのでしよ。どれくらい要するので

○佐久間政府委員 御指摘のように、達成率といたしておりますのは、お金の面だけについての率でございます。事業量につきましては、御指摘のいたしたまはるわけでございます。それは全体ひくくめましてどの程度になるかといふのは、ちよつと手元に計算をいたしました資料を持ち合わせておりませんので、至急に計算をいたしまして上でお答えいたしたいと思つた。○太田委員 きようは専門の方が来て五つの島にいらつしやる人たちの死活のかぎをある程度皆さんが握つていらつしやると思つた。だからこの資料で私がうっかりよく事業ができたものだと思ひ込んだとするならば、大へんなことに相なるわけですね。従つてこの資料といふものをもう少し別の角度から、金からじゃなくて、当初の事業量といふものに対するほんとうの事業そのもの、仕事そのもの、計画の進捗率、達成率といふものを一つお出しをいただきたいと思つた。あなた

も今こでそのまますらとお答えしようとしても、それは不可能でございまいしよ。まあ課長さんでもできないでしよ。従つて、これはもう一つ組みかえた数字を一つお示しいただきたい。農林省の園芸局長さんいらつしやいますね。自治省の方にはちよつと考える時間を乞ひておきますから。農林省の園芸局長さんにお尋ねします。今奄美五島において、特に一番換金作物として首位を占めておるのはサトウキビと承つておりますが、サトウキビといふものに対するウエイトが高にかかわらず、どうもこれが農民のふところを潤すまでになつておらないという評判があるのではありませんか。貧乏なお百姓さんはいわゆる青田売りによつてお金を得た。奄美の農民は青田売りによつてお金を得ているというのですが、これは当然買いたたかれますね。その実情について何かご存じでしたら伺いたい。

○富谷政府委員 ただいま御指摘の青田売りの実情につきましては、実はよく存じませんが、しかし私も承知しております限りは、カンシャのなまの茎の売買価格でございますが、この価格決定の際には、鹿児島県が中に入りまして、生産者と工場側と県と三者で協議いたしました上で価格を決定いたしておりますので、御懸念の買いたたきといふような実態はないものと承知いたしております。

○太田委員 それはあなたはんとうにないと信じていらつしやるのですか。行政局長、島民の所得ですね、所得といふむずかしいことを言わないで、ほんとうの農民の収入といふのはどれくらいになつていますか、あなた

の方で資料を持っていますか。○佐久間政府委員 農民に限定いたした資料はございませんが、大部分農民でございまして、島民の一人当たりの名目生産所得について申し上げますと、昭和二十八年度は島民一人当たり一万九千五百四十八円でございます。全国平均六万七千五百八十一円に對しまして二八・九％でございます。昭和三十五年度におきましては一人当たり五万二千四百二十一円でございます。全国平均の十二万二千六百七十二円に對しまして四二・七％といふ数字でございます。

○太田委員 園芸局長さん、今お聞きの通りに平均の三割ないし四割です。いわば日本全国でビリから勘定した方が早い。ビリの一、二といふところにいるでしよ。特にサトウキビは換金作物として一番大事だとすれば、そのサトウキビのつくり方、それに対する肥料の用い方、そしてその売り方、これについては私は十分指導すべきだと思つた。ただサトウキビといふものをつくればもうかるといつてサトウキビを奨励するだけでは、これはいささか底が抜けておると思つた。さういふ指導をなさる上からいつたならば、青田売りなどといふものはあつてしかるべきものじゃない。青田売りをやるのは、肥料代がない、生活資金がないから、それを借りるために売つてしまふのです。貧乏なところならこれは当然出てくることです。だからあなたはんとうにおつしやるけれども、天下にははんとうしておるあらゆる書物にはそれが書いてある。奄美の農民の貧しさといふ中には、青田売りの悲惨な姿が書いてある。それをあなた

はないとおっしゃったけれども、私は
ないとおっしゃったことにいささか疑
念を感じますが、なによりに御指導な
されたことについては、まあ仕組
みとしてはいいはずだ、こういうことだろ
うと私は思いますが、黒糖の生産を中
心とするサトウキビの島の農民の経済
に対する割合というのはどれくらいに
なっておりますか。米はむしろ中心
じゃないでしょうか、サトウキビで
すね。これがどれくらいウエートを
持っておりますか。

○富谷政府委員 たいさ資料を調べ
まして後ほどお答え申し上げます。

○太田委員 それではイモについてお
尋ねします。サツマイモというのは非
常によくできるものでありますが、島
内の農産物の比重からいうと三番目
で、米の次です。サツマイモは何のた
めにつくっておるのでしょうか。

○富谷政府委員 自給用の食糧と、そ
れから若干の販売用というように了解
いたしております。

○太田委員 私は青葉売りのことに関
連して今ちょっとお尋ねしておるわけ
ですが、生産性の低い農家が今の青葉
売りをせざるを得ないという実態は、
あなたも認めになっていらっしゃる
が、それに不当なる大資本による買
たたきはないということをおなには
おっしゃった。僕は、買いたたきはあ
ると見ておるのです。その理由の一つ
が今のサツマイモというものの――向
うに行くとサツマイモと言いか何と言
うか知りませんが、イモをつ
くって常食にしておる、ここから出
ておるのです。大体イモを食べて生
きておることは、ぜいたくの限りを
尽した人は別ですよ。保健上美容食とし

てサツマイモを食べるというのは別の
話です。彼らは重労働をするにもか
わらず、それを主食にしておる。その
悲惨なる状態から考えて、お金が多
分なはずがない。大企業、これは製糖工場
であります。製糖工場が相当巧妙な
組織を持って買いたたいておるのじゃ
ないかと思ふのですが、その辺何かお
調べになっておる点はありませんか。

○富谷政府委員 先ほどお答えを保留
いたしました割合であります。サトウキ
ビの総生産額が農産物の総売上高のう
ちで占めます割合は、三〇・二％で
ございます。

それからただいまお尋ねの青田売りの
点であります。肥料代の前貸しとい
う点は事実でございます。これは貯
金その他を持っていない、また農業協
同組合からの融資の道もない場合に、
製糖会社から肥料代の前貸しを受ける
ということはお尋ねの通りでございます。
一般に言われますような青田売
り、つまり全然とれないうちに、将来
とれるであろうということ、予想生
産額の六割とか七割とかいう価格で買
い取られるという事実はないかと思
います。なぜそう申し上げるかと思し
ます。向こうにご覧いただきます島
の中の製糖工場には、鹿児島県の経済
連がつくっております。製糖会社
もございます。従ってそういうところ
は当然農民の代表者によって組織され
ております。工場でございます。そ
ういう工場といえどもやはり先ほど申し
上げました県、生産者、工場側の三者
協議の中の一員として出てきてお
りますので、私、先ほどのようなことを申
し上げた次第でございます。

○阪上委員 今の問題ですが、鹿児島
県の農協ですか、連合会ですか、これ
が分蜜糖か何かをやっているという事
実、これはどこでやっているのですか。

○中西説明員 これは昨年の末であり
ました。経済連の方との話し合いが
基本的には済んでおりますが、まだ経
済連が正式に実施するという段階に
至っておりません。これは沖永良部で
ございます。

○阪上委員 沖永良部でそういう計画
があるということをお尋ねは初めて聞い
たのですが、これはまだ動いてないの
でしょうか。

○中西説明員 昨年の暮れだったと思
います。内外糖業という会社が設立
されました。その後出ておりました
サトウキビについては知名町、和泊両方の工
場において処理をいたしております。

○阪上委員 地元の農業協同組合は非
常に悪い状態であつて、おそくつづ
れているのではないかとお尋ねの
が、今どういう状態にありますか。

○中西説明員 その両町に一つずつ
協がございます。カンシャの取り扱
いについて、従来の美興発と協和三昌で
す。この二社がございまして、協和三昌は、
単協はほとんどタッチしてないなかつた
ようであります。カンシャの集荷は公
社が農民と直接やるというようにな
つて、トラックも会社が持つてやつ
て、トラクタも会社を持つてやつ
て、内外糖業になりましてから経
済連の指導も徹底しまして、県連の
在員を置くような格好で、両単協とも
限連の集荷のルートの中に入りまし
て、原料集荷には協力してやつてお
るようでございます。

○阪上委員 そこで前から農協が持つ
ておつた、あるいは農民が個人で持つ
ておつたような製糖工場、簡単な三十
トンというやつ、あれは今どうなつ
ていますか。

○中西説明員 沖永良部の実情その
ものについてあまり詳しくございませ
んけれども、二十トン、三十トンとい
うような製糖工場が全島で七百幾つあ
ると思ひます。三十三年ごろのくら
いあったと思ひます。その後だんだ
んその数は減つております。自治省の方
で振興資金等の貸付のワケもきめて
いたしております。だんだん分蜜糖化
というところで近代的な工場が各島に
立つた。その経過で、元来二、三
十トンの工場と申しますのは、農民が
共同出資したような形で、大体六、七
十万円程度の投資だと思ひます。す
けれども、黒糖の大阪での相場が非常
に高いと稼働する、相場が悪くなると
休むというふうな断続的な経営をや
つておるのではないかとお尋ねの
が、今どういふ状態にあるのか、
分蜜糖工場がございまして、國共局長
から話のございましたように、価格の取
りきめや何かについても農民団体と
会社の方で協議会を持つて最低価格を
きめるというふうなことで動いてお
ります。農民の方も安心して分蜜糖
の原料をつくる、しいて黒糖をつくら
なくてもいいという移り変わりがここ
数年の間に現れております。

○阪上委員 そこで地元の農民が協同
組合等の形で黒糖の製造をやつてお
つたものが――今あなたが言われた数字
は最初のころのもので、そんなものは
今ほとんどつぶれてしまつたのです。
そこで、そういう形で一方において
は大資本が進出してきて、もう一方
の奄美の復興計画に便乗して、漁港
と称しながら莫大な金をこれにふち込
んで、そこにはほとんど漁船の姿も
見えない。漁船の大部分というものは
津かどこかに来てしまつておる、こ
ういうふうな状態で、しかもそこに
いふような状態で、しかもそこに
場に対するところの、全く専用だ
と申してもいいくらいに働かし
かしてない。そういう形で向こうの
た砂糖製造の工場というものはす
っかり変わつてしまつておる。そ
から必然的に出てくるのは、やはり買
いたたきの問題が出てくるわけな
んです。これはわれわれが視察に行
つたときも十分にお尋ねされてお
つて、地元においても十分にその
点においては市長等に対しても警告
を与えておつたわけなんです。しか
しながらいま、全然そういう事
実はないのだから、これはその会社
に売込まなければならぬ。これはそ
の会社に売込まなければならぬ。こ
れはほんたうに使用道がないじゃ
ないですか。従つて、そこに青葉
売りのような形が出てくる可能性
があるのです。全然ないという証
拠といふか、そういうことを言
い得る根拠といふものはどこに
あるのですか。

○富谷政府委員 先ほど申し上げ
ましたように、三者で価格協定が
行なわれているという事実から推
して、なにかいふふうな了解
いたしたというふうなことを申
し上げたのであります。

○阪上委員 それではバイナッ
プルはどうなつたのですか。

○富谷政府委員 この奄美群島の
バイナップルは、カン詰原料でな
くして生食用として売られてい
るというふうな了解しております。

○阪上委員 冗談じゃないですよ。沖

永良部にはパイナップル工場があります。今のは調査不十分だよ。みんなやっているじゃないですか。しかも、地元の農民は、あのわずかな資金すら融通を受けることができないで、パイナップルで大企業に食われている、パイナップルをつくっているのも同じような状態にあるということです。何さ、島ですら、その簡単によそから原材料を持ってくるわけにもいかない。そういうわけで、買いたたきされるおそれは十二分にある。パイナップル工場はありませんか。

○富谷政府委員 失礼いたしました。今大島郡と熊毛郡と勘違いいたしました。熊毛郡の方では生食用として出すというのをちよつと言ひ違えまして申しわけございません。

○阪上委員 先ほど太田君の指摘されているように、非常にその危険性があるのです。そればかりではなく、立本なんかの問題でも、いろいろな問題が山積しているのです。われわれは、たとえば農業協同組合に対して、もっと思い切った融資をしてやれということ強く要求しておいた。そういう状態について今どうなっているか。佐久間さん、これはあなたの本職だと思ふのだけれども、その指導はどうなんですか。

○佐久間政府委員 私ども、先生の御指摘のようないろいろな問題があることも聞いております。この問題につきましては、農林省とも御連絡をいたしまして、全国の計画ともならみ合わせまして、三十八年度において根本的な対策を立てていかなければならないということ、現在いろいろと打ち合わせ

せをいたしておる状況でございます。○太田委員 園芸局長、パイナップルの話が関連をして出ましたからお尋ねしますが、今どれくらいつくっておりますか。

○富谷政府委員 作付面積で四百六十町歩、金額にいたしまして二千六百八十二万円でございます。

○太田委員 さらにこれは将来どう発展をするお見通しでいらっしゃいますか。

○富谷政府委員 農林省の方では、実はこういう亜熱帯の特殊農産物につきまして、品種改良その他のところまでまだ及んでおりません、申しわけないのでございますが……従って、県の試験場等の指導におまかせしているような状態でございます。

○太田委員 そこで佐久間さん、あなたの方の関係になるのだが、奄美群島の復興特別措置法というのは、さらに十カ年計画をやらなければならぬだろうと思うのですよ。というのは、四百六十四町歩とおっしゃったのです。これは四千町歩までいくかどうかというところはわかりませんが、三千町歩ぐらいまでいく趨勢にあるようで、パイナップルの作付というのは、非常にパイナップルが有望だ。これは数年前からだいぶ注目されておるようでありまして、現在四工場が奄美にはあるということになっておりますが、換金作物ですから非常に伸びるだろうと言われている。これも助成しなければいけませんね。今のうちに、つくり出したわ、そのうちにまた工場ができてくるわで、農民は、青苗買いで苗のうちに買ひ、とにかくつぼみになったら買ひということとどんだら

たかれるようになります、また大へんなことが起きると思ふ。奄美群島の復興措置法のねらいは、これは当初言われた通り、生産増強、民生安定、この二目標でしよう。目標は二つある。生産をふやし、民生を安定するということが大体大きな眼目であつたと思ふ。何百億つぎ込んで無にひとしいと思ひますね。船をつくらうたら、その船をつくたことによつて、魚はとるわ、とれた魚は焼津だ、どこでは、大へんなことなんです。そういう意味では、今のパイナップル栽培なんというのは、私は、私は相当注目しなければならぬと思う。何かあなたの方にお考えがありますか。

○佐久間政府委員 先ほど申し上げました十カ年計画に続きます計画におきましては、これまでの計画と違ひまして、産業基盤を強化するというところに重点を置いて参るべきじゃないか、かように考えておるわけでございます。その場合に、産業基盤の強化としてどのような産業を選択していくかにつきましては、今後特に伸びる可能性の多いものを取り上げていくべきであらう。そういたしますと、御指摘のございましたように、まず第一にカンシャ、またパイナップルというようなものに重点を置いて考えていくべきであらう、かような考え方をいたしております。

○太田委員 それではちよつと角度を変えてお尋ねしますが、産業基盤の拡充整備という点からいいますと、早く言えばいろいろの第二次産業を相当育成しなければならぬと思ひます。もちろんそれは第一次産業もありますけれども、第二次産業に貸し出しをされた復興信用基金の融資の利子は九分くらいだといわれておるのです。九分というのには別にその極端に高いというわけじゃないけれども、もうけじやございせんけれども、もうちよつと、農林漁業金融公庫とか自作農創設維持資金とか、……天災融資法でも、最近農業構造改善事業では四分五厘じゃありませんか。この生産基盤拡充整備のために金利を下げるという点について何か対策がありますか。

○佐久間政府委員 御指摘のように第二次産業に対しては、第一次産業の七分五厘に對しまして、九分ということと高い利子にいたしております。この点につきましては、自治省にいたしましては、これを引き下げるようにいたしたいということで、今後努力をして参りたいと思つておりますが、政府内部におきましては、大蔵省と協議をいたさなければならぬので、引き続き努力をして参りたいと思つております。

○太田委員 園芸局長さん、関連して、自創資金なら現在金利は幾らですか。

○富谷政府委員 五分で、償還期限二十年と記憶しております。

○太田委員 佐久間さん、五分で、二十年、いい制度じゃありませんか。農林省というのはなかなか善政を施しますね。佐久間さんそれによつて劣らず善政を施して下さい。奄美群島の復興なんというのは遠くの方で、国境に近い方だなんて言わないで、五分、二十年というより、それに似通つた制度をつくらないと、第一次産業で七分五厘で、第二次産業で九分何厘という

ことをいつていたのでは、金利の負担に耐えられないじゃありませんか。今度も、本法案は出資を五千万円増額いたしますけれども、しよせんこの高金利に耐えられるものは大企業であり大企業である。あるいはまた事実物持ちでなければやれせんよ。五分、二十年というより、農林省が農家を育成するために非常な低金利である。今度の農業構造改善事業では四分五厘ですが、ここまで下げるにはなかなか大へんかもしれませんが、それを参考に

して第二次産業などにおいては、もっともつと下げることをほんとうに考えてもらいたいと思ひます。今下げるように努力するとおっしゃったのです。が、そういう例も一つ十分考慮に入れて考えていただきたいと思います。それに対しては、何かその五分とか二十年というところについての御腹案というもの、別にあるわけじゃございせんか。

○佐久間政府委員 どの程度まで下げるかという腹案はまだ持つておりませんが、先生のおっしゃいました御腹案はよく体しまして、研究をいたして参りたいと思つております。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 大体聞かれていたと思ひますので、同じようなことにならうかと思ひますが、ごく簡単に一つ、二つお聞きしたいと思ひます。

農林省の諸君が見えておりますから、冒頭に聞いておきたいと思ひます。今度の農業構造改善は奄美に及ぶかどうか、どういう形でおやりになるのか、かりに腹案でもあつたら、この際示しておいていただきたいと思います。

○佐久間政府委員 どの程度まで下げるかという腹案はまだ持つておりませんが、先生のおっしゃいました御腹案はよく体しまして、研究をいたして参りたいと思つております。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 大体聞かれていたと思ひますので、同じようなことにならうかと思ひますが、ごく簡単に一つ、二つお聞きしたいと思ひます。

農林省の諸君が見えておりますから、冒頭に聞いておきたいと思ひます。今度の農業構造改善は奄美に及ぶかどうか、どういう形でおやりになるのか、かりに腹案でもあつたら、この際示しておいていただきたいと思います。

○佐久間政府委員 どの程度まで下げるかという腹案はまだ持つておりませんが、先生のおっしゃいました御腹案はよく体しまして、研究をいたして参りたいと思つております。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 大体聞かれていたと思ひますので、同じようなことにならうかと思ひますが、ごく簡単に一つ、二つお聞きしたいと思ひます。

農林省の諸君が見えておりますから、冒頭に聞いておきたいと思ひます。今度の農業構造改善は奄美に及ぶかどうか、どういう形でおやりになるのか、かりに腹案でもあつたら、この際示しておいていただきたいと思います。

○佐久間政府委員 どの程度まで下げるかという腹案はまだ持つておりませんが、先生のおっしゃいました御腹案はよく体しまして、研究をいたして参りたいと思つております。

○永田委員長 門司亮君。

○門司委員 大体聞かれていたと思ひますので、同じようなことにならうかと思ひますが、ごく簡単に一つ、二つお聞きしたいと思ひます。

農林省の諸君が見えておりますから、冒頭に聞いておきたいと思ひます。今度の農業構造改善は奄美に及ぶかどうか、どういう形でおやりになるのか、かりに腹案でもあつたら、この際示しておいていただきたいと思います。

○門司委員　それだけはっきりしておくと、幾らか奄美の問題も将来やりよくなると思います。しかしお答えにはなっておるようでありますが、ここは普通の農村と違っておりますが、かななり大きな困難があることだけは覚悟しております。おいていただきたいと思ひます。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、先ほどから議論されておりますサカシヤをつくっております耕作者

私の知る範囲ではトータルとして出ております。こういう投資がここに行なわれておる。そして今のカンシャの問題については、農林省としては、おそらく種子島等も同じような扱いをしているふりな答弁をされたと思います。が、問題になりますのは、分密糖の問題でなくて、もう一つ黒糖の問題があります。この黒糖の現状をしてみますと、小規模の、昔のような畜力による

關係をどう処理するかということに關連して、県連も相談に乗って集荷について発言權を持ち得るようにしていったらどうか、あるいは肥料を売るといふような場合も、県連を通じてやったかどうかというようにところで行政指導をいたしております。

○門司委員　私は奄美や、沖永良部、徳之島、あるいは喜界島というよりなところを持っておるもの、そういうもの

は分密糖をつくっている事業との関係、そういうものの関係について農林省は何かお考えになっておりますか。

○中西説明員 お話の点まだ検討段階でございまして、明解な内容そのものとしてお答え申し上げるわけには参らないのですけれども、今のところ考えておりますことは、先ほどお話に出ましたように、奄美の支庁長なりあるいは県当局が、価格の協議会においてい

保護しておるものが、単なる業者の保護になってはならないと思う。この保護はやはり何といつても住民の保護でなければならぬのであって、今日まで分密糖の問題がごたごたしておつて、現在の状況もあつたかと思うが、日本の国内で、しかも北海道よりもっと生産性の低い、所得の低い奄美に對しては、少なくとも同じような保護政策がとらるべきである。しかも今

承っておりまして、農業生産物の三〇%内外のようなお答えですけれども、農業生産物といいますが、あそここの農業生産物を住民の立場から換算いたします場合には、外に出るものを換算すべきだと思ふのです。やはり金にかわるものでなければならぬ、換金作物でなければならぬ。しかもその換金作物もできるだけの島から外に出るものでなければ決して住民のためにはならない。中だけでどんなに消費されたって、これは何にもなりやしない。そういう考え方からくる一つの問題と、それからもう一つここで聞いておきたいと思ふことは、これはサツマイモを非常にたくさんつくっておりまして、これはかなりよくできるといっておりますが、もしできたとして、これに対する甘味料の関係から、ブドウ糖の問題といふか、あるいは粉の問題が出てくると思ふ。それから粉の問題が出てくると思ふ。こういうものについての計画が何かこの案その他にございませうか。奄美の主要作物は大体カンシヤとサツマイモである。それに対する考え方は何かございませうか。あつたらこの機会に一つ聞かしておいていただきたいと思ふ。

○中西説明員 今、甘味あるのはブドウ糖との関連でイモ作についてのお話でございまして、私もブドウ糖関係の金融のめんどろを見たり、あるいはその価格の様子をながめておりますと、澱粉原料として相当多量のものを使ひませんと、ブドウ糖企業としてなかなか成り立っていないという点がございます。澱粉にまでしまして、その後その澱粉を加工する企業といふと、ブドウ糖のウエートはおそろ

く四分の一くらいでありますから、あとの四分の三はいろいろな分野がございまして、そういうところの需要とダイアップしていくということではないと、ブドウ糖を特に目的にしてという方向では、今の企業の体制からいって少しむずかしいのではないかとと思ふ。○門司委員 ちよつと私の質問の仕方が悪かつたかと思ふが、少なくともこの主要農産物がカンシヤである、サツマイモであるとするならば、単に、あそこ人は生活程度が低いのだから、サツマイモを食べて生きていけばいいのだ、これは主要食糧だ、だから澱粉にする余地はないのだ、主要食糧として消費されるのだ、こういう考え方は別でいいけれども、なかなかそうもいかぬのではないかと。そうすれば主要作物であるカンシヤについて何らかの形でやはり価格を引き上げる必要がありはしないか。単に澱粉工業といつておられますが、この中に御承知のように畜産関係に当たるものがある。いわゆる奄美の黒豚。あそこ豚は黒いのです。あの鹿児島から奄美に育つておる黒豚のえさは、現在ではほとんどあそこ草を食べているやしないかと思ふ。あまり濃厚飼料は食べていないのじゃないか。これは土地柄私にはそれ以外にないと思ふ。そういう場合に、カンシヤを澱粉にして、鼠の問題は別といたしまして、それから出る残滓が豚の飼料になるということでありませう。従つて私は、奄美の生活水準を上げてやるには、単にサツマイモが常食だから、それは食べものなんだからということだけでなくして、もう少し文化水準を引き上げてやる、近代的に工業化させる必要がありはしないかというこ

とを絶えず考えておるのです。そうしてあげなければ、奄美の諸君はサツマイモを食べていられようしいのだというところで置かれておつたのでは、いつまでたつても解決がでない。そういう大きな政策転換が、やはりこういう援助を与えるのですから、こういう援助の中で考えられてしかるべきだと思ふ。そして奄美自身の体質改善といふ言葉はどうかと思ふが、そういうものをほかるべきだ、こういうような考えから実はお尋ねしておるのではありません。これについては農林省にも自治省にも考えていただきたいと思ふ。

それから、時間がだんだんおそくなりますから急いでいきますが、くだものに対する植物検査はどうしていたしますか。やはり依然として外国並みの植物検査を行なつておりますか。これは税関の関係もあるかもしれませんが、もしおわかりだつたらこの際聞かしていただきたいと思ふ。

○林説明員 実は専門でないのでもありますが、まづはにいたしません。聞くとところによりまして、あそこ植物防疫法は地域指定でございまして、おそろく南方地域と同様に指定されておると考えられるやうでございませう。○門司委員 私もう考えております。南方地域、外国と同じやうに考えております。そして依然としてここで植物検査をちゃんと行なつておる。だから、たとえばミカン一つにしても、バナナ一つにしても、自由には持つてこれられないのです。ここで全部植物検査をしておる。植物検査というこ

くらせておいて、そしてその持ち出しが、そういう植物検査をしなければならぬほど非常に困難性を伴つておるわけですね。これは奄美の観光の面からいいますと、非常に大きな障害になるのです。これは一つの産業じゃありませんが、奄美が伸びていくやうに考え方の上に、やはり日本における最南端の——沖縄が一つありますけれども、沖縄は自由に行けない、奄美なら自由に行ける。面熱帯までの観光関係からいけば、あそこくだものが出るとも持つてこれないといふことは非常に窮屈なんです。全部税関に取り上げられてしまつて、自分は船に積み込んだつもりでも、途中でなくなつて、調べると、いや税関でとられましたといふやうなことで、結局どうにもならぬといふのが私は実情だと思ふ。しかしそれにはそれなりの理由があると思ふ。その理由を除去することがやはりこの際必要ではないか。そのくだものに対する消毒その他は当然行なわれなければならぬと思ふ。これは非常にむずかしい問題があるやうかと私は思ひます。お隣に沖縄があつたり、あるいは割合に南の方に近いのですから、そこからまた密輸入とか何とかで、消毒をしないやうなものが入つてきては困るというやうな問題があるやうかと思ひます。同じやうに植物検査をするにしても、たとえば観光のことを考えてあげて、そして奄美は何といつたつて土地が悪いところですから、生産性が非常に低い。だからこれをカバーする観光の関係からいへば、こういうものを国なり県なりが、大がかりにと言つては言葉が過ぎますが、十分の施設をして、そういうめんどろな手続があるいは

めんどろなことをしなくてもいいやうにしてやる必要がありはしないか。奄美と観光というものは、かなり大きなウエートを持つのではないかとと思ひますが、それと同時にくだものは、非常によくできるのであります。内地にないパイナップルもできますし、それからボンカンもいものができています。何れも外国からばかばかしい高い金で買つてくるよりも、こつちでやれるはずなんです。同時にそういうものの改良が行なわれれば、くだもの生産地としては、南の国であるだけにある程度の可能性はある。それと自由にみやけものその他が持つて帰られるといふことになれば、観光問題についても非常に大きな利益になる。こういうことを考えて、奄美の復興のための観光行政に対して一体どうお考えになつておるか、その辺をもう一つ聞かしておいてもらいたい。

○佐久間政府委員 奄美群島復興審議会では、実は観光の点につきましては今後の問題として取り上げるべきではないかという御意見を拝聴いたしましたこととございませう。今後の問題につきましては、審議会に御審議を願つた上で立てていくことになるわけでございますので、おっしゃいました御趣旨もよく審議会の方にもお伝えいたしまして、御討議を願ふやうにいたしたいと思ひております。

○門司委員 これは単なる通り一ぺんでなくて、ほんとうに考えておいてもらひたい。たとえば飛行場が建つところを見てきても、あそこ建てても、奄美自体が今の状態では大して用はないと思ふのです。やはりああいふものができれば、観光の方が主になりはし

ないかと考えられる。そういうことについて、観光に対する考え方をぜひ十分持ってもらいたいと思います。

それからその他の植物検査の問題については、よく農林省も考えてもらって、そういうことのないように、できるだけそういうものが廃止されるような形で、外国畜産品に取り扱うというよりなことでなくして、かりに植物の検査をして消毒をしなければならぬといつても、やはり国なり県なりがまとめて出して、そうして持つて行ったり来たりすることは、ある程度自由にできるような仕組みができればよろしいのではないかと、それが考えられる。こういう施設が何もないものから、なかなか困難だ。同時に、それだけ複雑な手数がかかっていることは事実です。

それからその次に聞いておきたいことは、品種の改良をやっているということでございます。これは農林省の所管だと思いますが、品種の改良はやっているが、カンシヤをつくっておりま

すもの一番大事な肥料その他に対しては、ほとんど施策が講じられていない。農協が割合に力が弱いということならば、これもさつきからお話のありますように、結局は青葉完りのような問題が出ざるを得ない。融資はどうしても加工業者から仰いで、それが青葉完りの理由になってくるといふことであります。土地改革があそこに行なわれたと思いますが、しかし依然として奄美の気候は、小作制度がその後も残っており、大して間違いないような状態に置かれていないことが考えられる。従って、その中に

度一体含まれているか。農民のほんとの利益を守るとかいうよりいろいろなことはありますけれども、これも一つの農民の利益になることであつて、しかしこれをたどっていきま

と、結局加工業者の利益になると思ふ。農民の利益にあまりならぬので、農民の利益になるとすれば、やはり農民は自分の力でものをたくさんつくる。いいものができて、それが歩どまりが多いから高く売れるのだということになると、一般農民の利益のよう

に考えられるけれども、その利益は加工業者の利益がはるかに多い。従って加工業者は肥料やその他を安く満たして、そしていい品物をよけいにつくつて、そういう形になる。それから苗の改良も非常にけつこうですけれども、主体はやはり農民にいいものをたくさんつくらせるといふ考え方で指導してもらわれないと、個々の農民の生活は助からぬと思う。そういうことについてもお考え願ひたい。

それからもう一つは、林業に対してどういう加工生産が行なわれているかという事です。これは何も大して大きいものはありませんが、本島には一つ森林があるわけでありまして、俗に岩崎山と称してありますが、これらについてどういう施策を今日まで行なわれていたか、これを一つ御説明いた

したい。しかしながらこの地方の民度あるいは農協の力等を考えますと、十分必要な点がございまして、関係の県の連合会あるいは農林中央金庫等にさつき連絡いたしまして、十分措置を講じて参りたいと思つております。

○林説明員 林業も徳之島におきましては相当重要産業に数えられるものがございまして、復興計画全体として大體十三億程度の事業費をつぎ込んでおります。農林省で林道開設その他木炭関係、シイタケ栽培、こういうものについて相当つぎ込んで参つたわけでございます。今後新しい振興計画を立てる面におきまして、林業の現在の産業的地位をしっかりと確保した上で、現地の望む計画をよく検討いたしまして力を合せて参りたい。

○門司委員 ごく通り一べんの答弁であつて、林業といふ言葉けれども、あそこは杉の木も松の木も実態ははななしくて、実に厄介なところで、そしておまけに白アリがおつて、松の木なんか白アリのえじきになるのが多い。実に被害がある。きょうはこれ以上私

は聞きませんが、林業にしても林道その他にしても単に島内の需要供給だけという事でなくして、さつきから申し上げておきますように、できるだけ外に売れる方策をぜひとももらいたい。そうしていかないと、林業の問題については実はまだ問題があるわけでありまして、あそこは林業といふものは、ごく少数の人の山に限られておりまして、あそこは島に似合わないごく少数の人の所有山林が非常に多いのであります。いたずらな、という言葉は少し言い過ぎであります、下手な林業対策を立てると、ごく特定の人の利益

だけを擁護するような形になる危険性を持つております。その点はもうきょうは時間がございませんで聞きませ

ん。それから資料の中でちょっと疑義をただしておきたいことがございまして。この中にイタチと書いてありますのはマングースのことですか、これはどちらなんですか。

○林説明員 イタチそのものだそうでございます。

○門司委員 これはハブをとるためのイタチですか、イタチを退治しているというのか、どちらなんですか。

○門司委員 そうするとイタチというのは、ほんとは一般のイタチじゃ少し無理じゃないかと思うのです。まあそのことがわかればそれでいいのです、結論として申し上げておきたいことは、この奄美振興法は長年金をつぎ込んでおりますし、それからその他の奄美に対する特別の施策も実はやって

おりますし、さらにこれを十年に延ばそうという事もいわれている。十年延ばすか、五年延ばすかわかりませんが、。ですから、国は表面的には奄美というもののついてかなりめんどうを見ているというか、あるいは八年間もアメリカに占領されておつて、そうして占領中のアメリカの施策というものは、全く奄美を顧みておりません。沖縄よりもっとひどい。何もやってない。ただ郵便局だけは自分たちが使つて、鉄筋コンクリートの家をつくつて、そして港からそこまで舗装道路をこしらえた。あとは一切めんどうを見ておりません。そしてかろうじてサツマイ

モ―その当時のサツマイモは大体アリモドキが食べておる。そして人間の食べるよりもアリモドキの食べる方が非常に多いくらいに、みじめなので。ソテツの実だけで生きておつた。こういう悲惨な状態で奄美が日本に返つてきて、そして十年たつても今日まだこの状態なのです。皆さん、どうしてはうつておけないという状態です。その原因は一体どこにあるかという事です。どこにあるかという事は、やはりもう少し政府は政府の手の及ぶ範囲で十分に一つ考えてもらいたいということ。鹿児島県の住民の所得水準は、東京を二六三とすれば五二という政府の統計です。今承つておるところによると、奄美はそれより低い四一ということ。これは日本の統計の中で鹿児島が一番低いということ。大体五二という数字が出されておる。その鹿児島の中で、それに及ばないというところだから、よほど悪いと思う。だから金をつぎ込むことはけつこうです。施策を考えることはけつこうです。しかしそれがほんとうに奄美の住民の喜ぶような施策にぜひ一つ努力をしていただきたい。先ほど阪上委員からも申し上げましたように、何か施策をすれば、これが大きな資本家の利潤だけが追求されていって、そうして大きな製糖会社

業会社のためにこしらえるだけであつて、島民のためには何もなっていない。だから、ほんとうに二十万島民のためにもう少し親身になつてもらいたい。さっきからの質疑応答を聞いて、また私のお尋ねしたこと等についても、大事なことについては、ほんとうに地についた、住民の生活に直結したものについてはあまり御存じないようです。形だけで答弁されてもこれはよくならない。答弁は必要もないかもしれないけれども、ぜひそういう点を一つ十分考えてもらつて、われわれの施策あるいは国費をつぎ込んだものがむだにならないように、一つぜひその施策を講じてもらいたい、こういうことだけを申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

○永田委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会